

小山消防署庁舎等建設事業者選定プロポーザル評価基準

1 本評価基準の扱い

本評価基準は、小山町が消防庁舎建設するにあたり設計施工事業者選定に係る公募型プロポーザル方式の審査方法及び評価基準を示したものであり、別途公表する「小山消防署庁舎等建設事業（設計・施工一括発注方式）公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）と一体のものとして扱う。

高い技術力や豊富な経験等を有し、高い品質の確保、コスト削減、工期の短縮並びに優れたプランの提案者を公募型プロポーザル方式により選定（以下「本プロポーザル」という。）し、この事業の優先交渉者とする。

2 参加資格等審査

小山町危機管理局が以下の要件を審査する。

- ①小山町に本社、支社及び営業所を置く建設業許可を受けている者で、経営事項審査結果の建築一式の総合数値が770点以上の者。御殿場市に本社を置く建設業許可を受けている者で、経営事項審査結果の建築一式の総合数値が770点以上の者。
- ②協力設計事務所が、平成20年度（契約締結日基準）以降に、元請け（設計共同企業体による履行にあっては、代表者としての履行に限る。）として消防庁舎部分が2,000㎡以上の延べ床面積を有する施設の新築若しくは改築工事に係る実施設計業務の履行実績（完了、引渡し済みのものに限る。）を有すること。

3 第一次審査

小山町が「業務遂行能力評価」及び「価格評価」を行う。

【業務遂行能力評価】配置予定者の実績

| 評価対象 | 配点 |
|------------------|-----|
| (設計及び監理) 土木設計技術者 | 2.5 |
| (施工) 土木施工管理技士 | 2.5 |
| (設計及び監理) 建築設計技術者 | 5 |
| (施工) 建築施工管理技士 | 5 |
| 計 | 15 |

【価格評価】

価格点 = 300 点 × (契約限度額 - 当該提案価格) / 契約限度額
契約限度額を超えた提案は失格とする。

4 第二次審査

小山消防署新庁舎等建設事業（設計・施工一括発注方式）優先交渉権選定審査会（以下、「選定委員会」という。）の各選定委員が下表に基づき、審査員が提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより評価を行う。

【技術提案評価】85点満点

| 評価対象 | | | 配点 | |
|------|-----------|-------------------------------------|----|----|
| 全体 | 業務全体の実施方法 | 全体工程管理 | 5 | 10 |
| | 地域経済への貢献 | 町内企業との連携等 | 5 | |
| 設計業務 | 施設の機能と性能 | VE提案による機能・性能向上 | 20 | 60 |
| | | VE提案によるコスト削減 | 10 | |
| | デザイン | 富士山金時材を用いた木質デザイン | 5 | |
| | | 優れた外観及びランドスケープ | 10 | |
| | 環境への配慮 | ZEBの実現度(太陽光、蓄電池、省エネ設備、断熱性、日射、自然換気等) | 10 | |
| | 維持管理 | 管理のしやすさ、耐久性、メンテナンスフリー | 5 | |
| 施工業務 | 施工中の対応 | 周辺への配慮 | 5 | 5 |
| 総合判断 | | 本事業に対する理解度や熱意等を総合的に判断 | 10 | 10 |
| 合計 | | | 85 | |

- ・各選定委員にて提案者ごとの上記評価点と小山町で評価した「業務遂行能力評価」及び「価格評価」を加え、順位づけを行う。
- ・提案者ごとに各選定委員が算出した順位の1位獲得人数を集計するとともに、提案者ごとに順位に基づく得点を算出・集計し、第二次審査採点結果を取りまとめる。
- ・順位が1位に選ばれた数が多かった者を最優秀者（1者）、次に多かった者を次点者（1者）とする。なお、順位が1位に選ばれた数が多かった者が複数の場合、委員会内で協議し最優秀者を選定する。
- ・1社の応募の場合 選定委員の業務遂行評価点(15点満点)と技術提案評価点(85点満点)の計の平均が、60点以上あれば本事業の設計施工事業者を選定する。